# 応募資料作成要領

## 1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、国土交通省のホームページ (https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\_fr5\_000098.html) よりダウンロードすることが できる。

応募書類に使用する言語は日本語とする。

- ① 「技術カタログの策定に向けた技術情報」申請書 (様式-1)
- ② 技術概要書 (様式-2)
- ③ 添付資料一覧 (様式-3)
- ④ 添付資料 (任意)
- ⑤ その他資料(任意)
- ※提出資料①、②、③はA4版とすること。ただし、④添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、④添付資料には通し番号を付与すること。
- ※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

### (1) Eメールでの提出の場合

①、②、③、④の資料は、ワード形式またはエクセル形式のオリジナルデータ及びPDF形式を作成し提出すること。④の資料は、PDF形式で提出すること。⑤の電子データも該当がある場合、PDF形式で提出すること。各資料のファイル名頭に該当の番号 ①~⑤を記載すること。

# (2) 郵送・持参による提出の場合

①、②、③、④はまとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め1部提出すること。また、紙資料に加え、以下電子データを1部提出すること。

【電子データ】: ①~⑤のPDF形式データ及び①~③のオリジナルデータを収めたCD-R またはDVD-R・・・1式

# 2. 各資料の作成要領

- (1) 「新技術カタログの策定に向けた技術情報」申請書(様式-1)
  - 1) 応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。
    - ①応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「民間企業」であること。
    - ②応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」または「民間企業」であること。

なお、行政機関\*'、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

- ※ 1 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。
- ③予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般

競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通 省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

申請書のあて先は、「国土交通省 港湾局 参事官(港湾情報化)室 宛」とする。

- 2) 「1. テーマ」は、「藻場・干潟造成技術」、「護岸嵩上げ等の気候変動適応技術」 「桟橋上部工の施工作業効率化に資する技術」、「吸い出し防止対策に資する技術」の 何れかを記載すること。
- 3) 「2. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとすること。
- 4) 「3. 窓口担当者(連絡先)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表の窓口に送付する。
- 5) 「4. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

#### (2) 技術概要書(様式-2)

- 1) 「技術名称」は(様式-1)と同一のこと。(必須入力)
- 2) 「問合せ先」は、会社名・担当部署、担当者名、連絡先(電話、E-mailアドレス)を記入すること。(必須入力)
- 3) 「技術開発段階・採用実績」は、以下の中から、該当する項目を選択し「●」を記入すること。各項目の定義は以下のとおりとする。(必須入力)
  - ・直轄港湾工事での採用実績:直轄港湾工事での採用実績を有している段階
  - ・直轄港湾工事以外での採用実績:直轄港湾工事以外(地方公共団体、民間等)での工事での採用実績を有している段階
  - ・現地実証段階:実際のモデル現場において、技術の基本的な機能・性能が実証された 段階
  - ・室内実験段階:模擬的な環境下において、技術の基本的な機能・性能が実証された段 階
- 4) 「ECPAT認定番号」、「NETIS登録番号」、「特許情報」は、応募技術に関して、新技術情報提供システム(NETIS)登録番号、港湾関連民間技術の確認審査・評価事業 (ECPAT) 認定番号、その他特許の取得状況等に関する情報を記入すること。(任意入力)

なお、特許等を取得している場合は、様式-3を作成し、資料を添付すること。

- 5) 「学術論文等」は、応募技術の成立性が確認できる学術論文等に関する情報を記入する こと。
  - なお、学術論文等に関する記述が欄内に収まらない場合は、様式-2 (別紙1)に、記入すること。
- 6) 「技術概要」の「概要」は、応募技術の開発経緯、技術の特徴、アピールポイント等を

簡潔に記入すること。なお、応募技術に関するパンフレット等がある場合は、様式-3 を作成し、資料を添付すること。(必須入力)

7) 「技術概要」の「従来技術との違い」は、比較の対象とする従来技術の名称、比較の条件をできる限り明確にした上で、「生産性・効率性」「経済性」「安全性」「耐久性」「品質・出来形」「工期」「労働時間」「環境対策」「その他」の各項目に関して、記載可能な範囲で、できる限り定量的に記入すること。また、17) で記入する内容と矛盾が生じないようにすること。特段の記載事項がなければ"なし"と記入すること。(必須入力)

「経済性」については、ライフサイクルコストの比較が可能な場合は、できる限り記載 することが望ましい。

なお、従来技術との比較において、定量化した数値等を提示する場合は、様式-3を作成し、その根拠となる資料を添付すること。

- 8)「技術紹介URL」は、応募技術を紹介しているURLがある場合、URLを記入すること。
- 9) 「対象工種」は、港湾工事工種体系ツリー(参照:
  https://www.mlit.go.jp/common/001284025.pdf) で定められている工種(レベル
  2) から記入すること。(必須入力、複数入力可)
- 10)「適用範囲(現場条件)」は、当該技術の適用可能な範囲を記入すること。また、当該技術の適用不可の範囲がある場合にも記入すること(必須入力。適用不可の範囲については任意記入)
- 11) 「施工実績」は、施工実績が複数ある場合は様式-2(別紙2)に記入できる範囲で記入すること。(任意入力)
- 12) 「実施上の留意点・課題」は、当該技術を適用する上での留意点や課題(デメリットや問題)などを記入すること。特に、従来技術の一般的な留意点とは異なる留意点などがある場合には記載すること。特段の留意点・課題がなければ"なし"と記入すること。(必須入力)
- 13) 「技術イメージ」は、技術がイメージできる図・写真等を添付すること。(必須添付)
- 14)「対象施設」は、様式-2の選択肢の中から選択すること。(必須入力、複数入力可)
- 15)「構造形式」は、任意入力とし、複数入力可とする。
- 16) 「キーワード」は、様式-2の選択肢の中から記入すること。選択肢に無い場合には、 「その他」を選択し、右側のセルに内容を記入すること(必須入力)
- 17) 「従来技術と比較して期待できる効果」は、従来技術と応募技術を比較した際に期待できる効果について、各項目ごとに「向上する"●"、同程度"△"、劣る"×"、未検証"-"」の中から選択すること。なお、効果を選択した項目については、7)「従来技術との違い」の該当項目に、比較元の従来技術及び具体の効果を記入すること。(必須入力)

### (3)添付資料一覧(様式-3)

1) 応募技術の説明に必要となる添付資料の名称を本様式に記入すること。

- 2) 添付資料-1は、応募技術のパンフレット等を作成している場合は記入すること。
- 3) 添付資料-2は、該当する場合は必ず記入すること。記入できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。
- 4) 添付資料-3は、該当する場合は必ず記入すること。
- ・添付資料-1:応募技術のパンフレット等
- ・添付資料-2:特許等を取得している場合、公開特許公報のフロントページ(特許番号、 発明の名称が記載されているページ)のみ添付すること。
- ・添付資料-3:技術概要書(様式-2)の「従来技術との違い」において、提示した数値 等の根拠資料
  - ※技術カタログの公表後、技術概要書に記載されている内容に関する問合せがあった際に、対外的に回答できる内容を整理しておくこと。

添付資料-1~3の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付 資料-4から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り上げないこと。

## (4)添付資料(任意)

添付資料一覧(様式—3)に記入した資料について、添付すること。

応募する際の各添付資料の枚数は A 4 版各 1 O 枚 (パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とする。

なお、各添付資料の先頭に様式—3の表中の添付資料番号(例:添付資料—3)をつけること。

# (5) その他資料(任意)

その他応募技術の説明に必要な紙媒体以外の資料(動画データ等)があれば、電子データで提出すること。